

給水装置工事設計施工指針 新旧対照表

現 行	改 訂 版	備 考
<p data-bbox="308 510 1216 573"><b>室蘭市給水装置工事設計施工指針</b></p> <p data-bbox="552 699 914 741">平成 2 5 年度改訂版</p> <p data-bbox="537 1598 928 1640">室 蘭 市 水 道 部</p>	<p data-bbox="1516 510 2424 573"><b>室蘭市給水装置工事設計施工指針</b></p> <p data-bbox="1760 699 2122 741">平成 2 5 年度改訂版</p> <p data-bbox="1813 1329 2056 1371">平成 2 8 年 3 月</p> <p data-bbox="1745 1598 2131 1640">室 蘭 市 水 道 部</p>	<p data-bbox="2546 237 2828 359">表紙 改定年月を追加 平成 28 年 3 月 14 日改正</p>

給水装置工事設計施工指針 新旧対照表

現 行	改 訂 版	備 考
<p style="text-align: center;"><b>4. 給水装置工事費の負担区分取扱い要綱</b></p> <p style="text-align: center;"><b>給水装置工事費の負担区分の適用基準</b></p> <p><b>4 - 1. 給水装置工事費の負担区分取扱い要綱</b></p> <p>第1条 (目的) . . . . . 289</p> <p>第2条 (工事の種類) . . . . . 289</p> <p>第3条 (負担区分) . . . . . 289</p> <p>第4条 (手数料の減免) . . . . . 290</p> <p>第5条 (委任) . . . . . 290</p> <p><b>4 - 2. 給水装置工事費の負担区分の適用基準</b></p> <p>1. 目的 . . . . . 291</p> <p>2. 適用基準 . . . . . 291</p> <p>3. 工事費の算出方法及び事務処理 . . . . . 291</p> <p>4. 工事費の前納 . . . . . 29</p> <p><b>4 - 1. 給水装置工事費の負担区分取扱い要綱</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、室蘭市水道事業条例(昭和35年条例第35号。以下「条例」という。) 第11条の規定により、給水装置の効率的な管理運営及び漏水防止並びに水道加入促進を図るために、 室蘭市水道部(以下「水道部」という。)が、修繕その他に要した費用(以下「工事費等」という。) を負担する場合の負担区分及び手数料等の減免について定めることを目的とする。</p> <p>(工事の種類)</p> <p>第2条 水道部が工事費等を負担することが出来る工事の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 老朽が著しく、漏水が多発するおそれがある老朽給水管の取り替え工事</p> <p>(2) 石垣等の下に埋設されている修理不能な給水管の取り替え工事</p> <p>(3) 所有者及び使用者(以下「使用者等」という。)から届出があり、再使用しない取出し給水管の 分水閉止工事</p> <p>(4) 飲用井戸使用者等の水道加入を促進するために行う給水装置工事</p> <p>(5) 公道内の漏水修理工事</p>	<p style="text-align: center;"><b>4. 老朽給水管取替工事費等助成要綱</b></p> <p><b>4. 老朽給水管取替工事費等助成要綱</b></p> <p>第1条 (目的) . . . . . 289</p> <p>第2条 (助成の対象) . . . . . 289</p> <p>第3条 (助成金の交付) . . . . . 289</p> <p>第4条 (助成金の交付申請) . . . . . 289</p> <p>第5条 (助成金の交付決定) . . . . . 289</p> <p>第6条 (工事内容の変更) . . . . . 289</p> <p>第7条 (工事の廃止等) . . . . . 290</p> <p>第8条 (報告及び指導) . . . . . 290</p> <p>第9条 (工事の完成報告) . . . . . 290</p> <p>第10条 (助成金の額の決定) . . . . . 290</p> <p>第11条 (必要な措置) . . . . . 290</p> <p>第12条 (助成金の交付方法) . . . . . 290</p> <p>第13条 (助成金の交付決定の取消し) . . . . . 290</p> <p>第14条 (委任) . . . . . 290</p> <p><b>4. 老朽給水管取替工事費等助成要綱</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、室蘭市水道事業条例(昭和35年条例第35号)第11条の規定により、給水装 置の効率的な管理及び漏水防止を図るために、室蘭市水道部が、老朽管取替工事等に要した費用(以 下「工事費」という。)の一部を助成することを目的とする。</p> <p>(助成の対象)</p> <p>第2条 水道部が助成することが出来る対象工事は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 老朽が著しく、漏水が多発するおそれがある給水管の取替工事</p> <p>(2) 石垣等の下に埋設されている修理困難な給水管の取替工事</p> <p>(3) 再使用しない取出し給水管の分水閉止工事</p> <p>2 助成をすることが出来る工事の範囲は次のとおりとする。</p> <p>(1) 前項第1号及び2号の助成の範囲は、給水管分岐から水道メーターボックス内の逆止弁ま でに係る工事とする。</p> <p>(2) 前項3号の助成の範囲は、分水閉止に係る工事すべてとする。</p> <p>3 助成の対象物件は、個人所有の戸建住宅とする。</p>	<p>P.285～292</p> <p>給水装置工事の負担区分取扱 要綱および給水装置工事負担 区分の適用基準が廃止された 為削除し、代わって老朽給水管 取替工事費等助成要綱を掲載。</p>

給水装置工事設計施工指針 新旧対照表

現 行	改 訂 版	備 考
<p>(負担区分)</p> <p>第3条 老朽給水管取替工事、分水栓閉止工事及び水道加入促進のために行う給水装置工事の工事費等のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道部が2分の1を負担することができる。</p> <p>(1) 対象工事の範囲は、分水栓から水道メーターの取付までとし、付帯工事はすべて適用対象とする。</p> <p>(2) 個人及び団体等が共有若しくは、支分引用しており、設計台帳により明確に所有区分ができない給水装置工事(所有区分の判別は、給水台帳によるものとする。個人名の所有の借家、アパート、ビル等の給水装置は、除外する。)</p> <p>(3) 個人が使用している飲用井戸等から、生活用専用給水装置を設置する場合の給水装置設置工事</p> <p>2 国道、道道、市道及び特に管理者が認めた私道並びに通路等に使用者が設置した給水装置の漏水修理工事の工事費等は、水道部が全額を負担するものとする。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第4条 第2条に規定する工事に伴う各手数料は、減免するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、昭和41年4月1日から施行する</p> <p>この要綱は、平成10年8月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p><b>4 - 2 . 給水装置工事費の負担区分の適用基準</b></p> <p>1 目的</p> <p>この基準は、給水装置工事費の負担区分取扱要綱に規定する負担区分の適用基準について定めることを目的とする。</p> <p>2 適用基準</p> <p>負担区分の適用に当たっては、次に掲げるところによる。ただし、適用は個人所有の給水装置とし、官公庁、会社、団体等の所有する給水装置及び借家、アパート、ビル等、営利目的の給水装置は除外する。なお、所有区分の判別は給水台帳によるものとする。</p> <p>(1) 老朽給水管(漏水、赤水、水質に異常時)の取替工事の場合</p> <p>対象工事の範囲は、分水栓により水道メーターまでとし、付帯工事はすべて適用対象とする。</p> <p>給水台帳上複数の所有者(共同管、連合管)が、同時に取替工事を行う場合は適用対象とする。ただし、複数の所有者の中で異議を申し立てる者があれば、適用から除外する。</p>	<p>(助成金の交付)</p> <p>第3条 工事の助成は、設計工事監理費(室蘭市水道事業条例第12条1項(5))を除く工事費(消費税を含む)の1/2以内とする。</p> <p>ただし、助成金の限度額は50万円をとする。</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第4条 助成金の交付を受けようとする者は、室蘭市公営企業管理者(以下「管理者」という)が定めた申請書(様式第1号)により申請するものとする。</p> <p>(助成金の交付決定)</p> <p>第5条 管理者は、前条の規定による申請書及び給水装置の新設等申請書の内容を審査し、助成の対象と認められた場合は、助成金交付決定通知書(様式第2号)により交付決定を申請者に通知するものとする。</p> <p>(工事内容の変更)</p> <p>第6条 助成金の交付決定を受けたものが工事内容を変更しようとするときは、変更申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて管理者に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。</p> <p>ただし、軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 管理者は、前項の規定により変更の承認をする場合は、変更通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(工事の廃止等)</p> <p>第7条 申請者が特別な理由により工事を廃止又は中止しようとするときは、当該工事廃止・中止届(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(報告及び指導)</p> <p>第8条 管理者は、工事が関係法令等に従い適正かつ円滑に実施されるため必要があると認めるときは、申請者又は施工業者に対して必要な報告を求め、又は実地を調査した上で必要な指導を行う事ができる。</p> <p>(工事の完成報告)</p> <p>第9条 申請者は、工事が完成した日から14日以内に工事完成実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。</p> <p>(助成金の額の確定)</p> <p>第10条 管理者は前条第1項の報告書の提出があったときは、速やかに工事の完了検査(様式第6号)を実施し、該当申請者に係る交付決定の内容に適合すると認められたときは、助成金確定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>(必要な措置)</p> <p>第11条 管理者は、前条の検査を実施し、当該報告書に係る交付決定の内容及びこれ</p>	

給水装置工事設計施工指針 新旧対照表

現 行	改 訂 版	備 考
<p>改造工事等に伴う取替工事は適用から除外する。 適用工事で、口径を変更する場合は適用対象とする。</p> <p>(2) 分水栓閉止工事の場合 撤去工事単独の分水閉止工事は、適用対象とする。なお、宅地内の撤去工事単独の場合も同様の取扱とする。 新設工事及び改造工事を伴う撤去工事は、適用から除外する。 臨時給水の撤去工事は、適用から除外する。</p> <p>(3) 水道加入促進のために行う給水装置工事の場合 給水区域内の工事のみを適用対象とする。 配水管の管網整備がされている区域内において、飲用井戸等から上水道に切替え生活用水に使用する場合を、適用対象とする。 対象工事の範囲は、公道内部分とする。</p> <p>3 工事費の算出方法及び事務処理 工事費は、水道事業条例第 12 条に基づくものとする。また、事務処理は、給水装置工事の事務処理による。</p> <p>4 工事費の前納 工事費は、給水装置工事同様前納とする。</p> <p>附 則 この基準は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。 この基準は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>に付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、必要な措置を採ることを命ずることができる。</p> <p>( 助成金の交付方法 )</p> <p>第 1 2 条 前条の規定により助成金の確定通知書を受けた者は、管理者に対し助成金の交付を請求するものとする。</p> <p>2 前項の請求があったときは、管理者は、請求書の受取った日から 3 0 日以内に助成額を支払うものとする。</p> <p>( 助成金の交付決定の取消し )</p> <p>第 1 3 条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>( 1 ) 助成金を他の用途に使用したとき。 ( 2 ) 助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 ( 3 ) 虚偽の申請その他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき。 ( 4 ) その他助成することが、不相当と認められる事実があったとき。 ( 5 ) 第 7 条に係る工事廃止・中止届が提出されたとき。</p> <p>( 委任 )</p> <p>第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	